

(本会議用)

発言通告書

(一般質問用)

令和元年 6 月 7 日

尼崎市議会議長

波多正文様

尼崎市議会議員

(10 番) 光本 圭佑

次のとおり発言したいので、尼崎市議会会議規則第 5 3 条の規定により通告します。

発言の種類 〔該当するものに〕 〔○をつけること〕	反対 } 動議・説明・質疑・ } 討論・質問 } 賛成 } 一括質問・一括答弁方式 一問一答方式				
発言の要旨 〔項目別に具体的〕 〔に記載すること〕	1. 教育委員会のあり方について 2. 総合教育会議について 3. 学校教育現場での体罰について 4. 市立尼崎高等学校の体育科について 5. 運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインについて 6. 不祥事の際の広報課の役割について 7. 各種税金や公共料金のキャッシュレス決済について 8. 子どもに関する文書の「父・母」欄について 9. 市長の政治姿勢について				
発言予定時間	分	答弁予定時間	分	質問予定時間	39 分

	質問の要旨
	(内容を具体的に記載すること)